



中国著作権法第三次改正についての一考察 (3)

儲, 翔

(Citation)

六甲台論集. 法学政治学篇, 69(2):15-21

(Issue Date)

2023-03-22

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/0100481133>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100481133>



中国著作権法第三次改正についての一考察 (3)

儲 翔*

七、著作権の保護強化に向けた手続面の改正

著作物は、無体財産の性質があるため権利侵害の立証が容易でないことが従来の問題である。今回の法改正では、実体面のみならず手続面でも著作権者の証明責任を軽減させることが課題の一つである。そこには、「中米経済貿易協定」において手続面の内容に多く触れている⁽¹⁾こともあり、既存制度の延長線で訴訟コストの削減等現実的なニーズに応える必要があるからであった。改正法には、権利者推定ルールの確立や証明責任の軽減等で、手続面において実効性がより一層担保される制度を取り入れることにより、著作権保護のレベルを向上させることを図っているものであろう。具体的に、次のような改正のポイントが注目されるべきである。

第一に、著作権者推定ルールの改正が大きなポイントである⁽²⁾。著作権法第12条1項によれば、侵害訴訟において著作物に署名した者が著作者のみならず、著作権者までと推定されることになる。こうして、著作権の侵害を否定するためには、被告側が著作物に署名したものが著作権者でないことに関し立証責任を負うものとされる。中国の著作権法は、著作権の取得に関し無方式主義を採用しており、同推定ルールにより実務上権利者側の証明責任を大

* 中国華東政法大学特別研究員。

- (1) 例えば、「中米経済貿易協定」第1.29条「著作権及び関連権利の執行」において、①著作権者の推定ルール、②著作権譲渡や許諾等の立証責任の免除、③正当な権限に関する侵害者の証明責任等の規定が決められている。そして、これらの規定は、民事手続きのみならず、行政や刑事手続きにも適用されると同条に記載されている。同協定の原文は、下記サイトに掲載。 http://www.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/caizhengxinwen/202001/t20200116_3460124.htm
- (2) 改正後の著作権法第12条1項において、「著作物に署名した自然人、法人又はその他組織を著作者と見なし、かつ当該著作物にそれなりの権利が存在すると認める。但し、反証がある場合にはこの限りではない。」と定められている。

しく軽減させると考えられる。このルールは、「中米経済貿易協定」第 1.29 条の規定を受けて改正されたものであると解される。実際、過去の裁判実務において、日本のアニメの著作権者を特定するのに直接な証拠が足りない場合に、著作権者推定と似たようなルールを適用したものの、被告側から反証の提供ができないため、権利侵害が認められた事例があった⁽³⁾。中国法上の著作権登録について、著作権関係の事実を公示するものであり、著作権者が著作権侵害の訴訟を起こす際に、権利者の特定に一定の証明力があるものと実務上取り扱われている。ただし、改正前の著作権法には、著作権登録制度を設けていなかった。国家版權局が制定した「コンピューターソフトウェア著作権登録弁法」や各地方政府が制定した「著作物任意登録弁法」といったような政府命令により著作権登録の土台を築いたものであった。近年、中国では、知的財産関係の法意識が高まり、著作権登録の件数がハイペースで増加している。国家版權局の集計データによれば、2019 年全国で登記された著作権は合計 4,186,549 件にのぼり、前年同期比で 21.09% 増加している⁽⁴⁾。このような状況に臨み、著作権法は統一した著作権登録制度を明確に規定する必要に迫られてきた。こうした現実的なニーズに応え、著作権登録制度は著作権法に盛り込まれ、著作権者推定規則（12 条 1 項）と共に改正法第 12 条に規定が設けられた。改正法第 12 条第 2 項に、「著作権などの著作権者」は、国家著作権管理部門が認定する登録機関で著作物登録の手続きをすることができると定められている。今後、中国法上著作権法体系に入る「著作権法实施条例」において、登録手続きの詳細な規定が設けられると思う。こうして、無方式主義の下でも登録件数が増えるに連れて権利関係の処理コストが軽減し、紛争解決の場合に著作権者の認定が便利になることは違いないのであろう。

第二に、文書提出命令の新設が重要な改正である。著作権法第 54 条第 4 項において、「人民法院が賠償額を確定するために、権利者が必要な立証責任を果たした場合、かつ侵害行為に関する帳簿、資料などを侵害者が主に把握している場合に、侵害者に権利侵害行為に関連する帳簿、資料などを提供するように命じることができる。権利侵害者が提供しない場合、

(3) 近時、上海の裁判所が権利者推定のルールを適用した「GRAND BLUE 事件」がある。本件は、日本企業が製作委員会方式で作ったアニメ「GRAND BLUE」の中国国内の許諾を受けた中国会社がネット上の上映を無断に行った別の中国会社を相手に提訴した事件である。しかし、許諾を受けた証拠には、いわゆる「窓口権」を有する日本会社からの利用許諾だけがあり、「GRAND BLUE」の本当の著作権者を証明できる証拠は提出されていない。本件では、上海の裁判所は日本アニメ業界の商習慣等を調査したうえ、侵害者から反証の提出ができないため、原告側の請求を支持することと判示した。日本で同事件を紹介する論文として、吉田憲「中国における日本アニメの製作委員会について」国際商事法務 VOL.49, NO.11（2021）1443 頁以下参照。

(4) 中国国家版權局による通達（「2019 年全国著作権登記情况的通報」）を参照。下記のサイトに掲載。
<http://www.ncac.gov.cn/chinacopyright/contents/12496/350986.shtml>

又は虚偽の帳簿、資料などを提供する場合に、人民法院は権利者からの主張や証拠を参考に賠償額を確定することができる」と規定している。著作権侵害の民事救済において、他人の無断利用行為を発覚しにくいことや侵害行為や被害金額の立証が困難であるなどがしばしば指摘される。通常、侵害物品の売買記録、帳簿、領収書などの証拠が侵害者側の場所に厳密に保管されることがほとんどであるし、民事訴訟において原告側がそれを調査し入手する法的手段が少ない。従って、侵害事実の証拠や損害賠償額の計算根拠が不足することがよくあるものである。過去の訴訟実務では、権利者側が中国著作権法上の「法定損害賠償制度」に基づきおよそその損害金額を請求し、裁判官の心証に委ねるケースが多かった。ただし、このような法定損害賠償は、あくまで裁判官が推定の金額であり、そして法律上 500 万人民币を超えないと上限がある。これは、常に権利者の実質的な損害を反映できるものではない。改正法上の文書提供命令により、本来なら権利者が負担する証明責任は、その一部が侵害者に移転するものとなる。裁判所は侵害者に対して著作権侵害による違法所得や利益の関連情報の提供を命じることにより、侵害者がその命令に従わない場合には、権利者の主張通りに認められると侵害者に不利益を負わせる可能性が極めて高いこととなるため、侵害者に関係訴訟資料の打ち明けを促す効果が生じる。そして、これはある意味で侵害者に与えるペナルティとも理解できるし、侵害行為の調査や事実の解明に役に立つものである。

第三に、改正法は侵害訴訟における立証責任の分担をより明確化した。著作権法第 59 条第 2 項において、「訴訟係属中において、訴えられる側が権利侵害の事実を否認する場合に、自ら権利者から許諾を取得している証拠や、本法に掲げられている権利者からの許諾を得ずに利用できるような規定を満たしている証拠を提供しなければならない」と定められている。同項の手法上の位置づけに関して、これは権利者の立証責任を侵害者に転換させるものであると考える学者がいる⁽⁵⁾。その一方で、反対説もある。中国民事訴訟法において権利主張や請求をするものがその証明責任を負うという原則がある。立証責任の転換とは、本来訴訟当事者の一方が負う立証責任を法律の定めにより他方に負わせるということである。上述の新しい規定は、当該の原則を変えておらず、証明責任の転換とは異なる。なぜならば、改正法には侵害者からの証明事項は新たに規定したが、これは権利者がその違法事実に関する証拠の提供を免れることを意味するものではなく、むしろ最初から権利者がこれを提出すべきではないかという反対の意見を述べられている⁽⁶⁾。従って、この条項の意義は、侵害者が権利者の申し立てを否認する実体法上の抗弁を設けたことにあるのであろう。実は、同項にこ

(5) 石広「著作権法第三次修改的重要内容及価値考量」(著作権法第三次改正の重要内容及び価値考量) 知識産権 2021 年第 2 期参照。

(6) 王遷「『著作権法』修改：關鍵条款的解讀与分析(下)」(著作法改正：重要となる条項の解讀与分析) 知識産権 2021 年第 2 期参照。

のような規定を設けたのは、「中米経済貿易協定」第 1.29 条に基づいたものである。「中米経済貿易協定」によれば、侵害者に立証責任を規定するように求められるため、本改正でその規則を取り入れたからであると解される。そのため、同項は立証責任の転換とは違うが、権利侵害の推定ルールに合わせて被告側の抗弁を具体化するものである。こうした立証責任の分担を明確にしたことにより、著作権者の立証責任をある程度軽減させることを狙っているのであろう。

最後に、改正法は訴訟提起前の保全手続きを整備したものである。訴訟提起前の財産保全制度は、TRIPS 協定にも要求されている。WTO 加盟を巡り、中国は、民事訴訟法改正において財産保全、行為保全や証拠保全の制度を次々と導入し整備した。改正前の著作権法にこれらの保全手続きは規定されていたが、今回の法改正では、著作権や著作隣接権の救済手続きの実効性を高めるために、これらの制度を改正したものである。改正法第 56 条において、「著作権者または著作隣接権の権利者は、他人が権利侵害の行為又は権利実現の妨害行為を実施していること又は実施しようとすることを証明でき、直ちに停止させなければ、その法的権益に補いがたい損害をもたらすおそれがある場合に、訴訟提起前に法にそって財産保全措置を講じ、特定の行為の履行又は特定の行為の停止等の措置を命じるように人民法院に申し立てることができる」と規定されている。そして、証拠保全が決められる第 57 条は、元より民事訴訟法の規定と重なった部分を削除し、「侵害行為を制止するために、証拠が滅失し、又は今後取得しにくくなるおそれがある場合に、著作権者又は著作隣接権者は訴訟提起前に法にそって人民法院に証拠保全を申し立てることができる」と改正した。著作権法の保全手続きを民事訴訟法と照合し整備することを通じて、他人が著作権者が権利実現行為に妨害を与えたりする行為に対し、訴訟提起前に保全措置を申請できることで手続き上権利者保護の効果がより担保される。

八、録音製作者の二次的報酬権

中国著作権法において、録音や録画の製作者に著作隣接権を付与している。その中で、録音製作者の隣接権は、レコードなどの録音製品をその権利の対象とされている。中国法における録音製品とは、聴覚的に感知できる実演の音声又はその他の音声を固定したものであり、音楽のレコード、CD やカテープがその典型例と指摘されている。そして、録音製品の製作者とは、媒体にその音源を最初に固定したものである⁽⁷⁾。

改正前の著作権法は、録音製品の製作者に対して、その成果物について複製、発行、貸与、

(7) 胡康生『中華人民共和國著作権法釈義』（法律出版社、2002 年）166 頁参照。

情報ネットワーク伝達などの利用行為を他人に許諾し報酬を請求する権利を与えている⁽⁸⁾。この中で、情報ネットワーク伝達権は、インターネットを介したインタラクティブ送信を規制するものであり、2001年著作権法改正時に一種の隣接権として録音製品の製作者に認めたものであった。こうした隣接権は、利用者が録音製作者の許諾がなければ利用できない禁止権と解される。これに対し、今回の著作権法改正では、有線放送や無線放送の場合に録音製品の製作者に対し二次使用報酬請求権を新たに設けた⁽⁹⁾。二次使用料制度は、実演およびレコードに関する世界知的所有権機関条約(WPPT)第15条に規定されているが、2007年に中国がWPPTに加盟する際に、同条約第15条第1項の二次使用料制度を留保することとしたものである⁽¹⁰⁾。その留保の理由には、レコード等録音製品を利用するのが主にテレビ局やラジオ局等で、報酬の支払いに負担が大きいからと述べられている⁽¹¹⁾。改正法第45条によれば、利用者は、有線又は無線の方法でレコードなどの録音製品を権利者の許諾を得ずに公衆に向けて送信できるものである。この場合に、使用料を支払う義務は生じるが、許諾を得ることが前提とされる禁止権とは大きな違いがある。ただし、改正法には、使用料の基準や支払の仕方などについては言及していない。これは、今後「著作権法实施条例」等の政令において定めることが期待される。本改正の意義は、有線や無線送信の際に規制するものである。インターネット上の送信は、旧法下ですでに規制がありました。しかし、中国法上の情報ネットワーク伝達権は、インタラクティブ送信(公衆による異時受信)を規制するものに留まり、ウェブキャストのような一方的な放送(公衆による同時受信)までには及ばないものとされている⁽¹²⁾。そのため、条文の解釈に基づいて、インターネットからの同時送信の場合には、現行法第44条の禁止権が適用できずに、第45条の二次使用報酬請求が適

-
- (8) 2010年著作権法第42条第1項(現行法第44条第1項)において、「録音録画製作者は、その製作した録音録画製品に対して、他人に複製、発行、貸与、情報ネットワークを通じた公衆への伝達を許諾し、かつ、報酬を受ける権利を享有する。当該権利の保護期間は50年とし、当該製品が最初に製作を完成した日から起算して50年を経過した年の12月31日までとする」と規定している。
- (9) 改正後の著作権法第45条において、「録音製品を有線又は無線の公開伝達に使用する場合、又は音声を送信する技術装置を介して公衆に公開送信する場合、録音製作者に報酬を支払わなければならない」と規定している。
- (10) 胡雲紅「二次使用料に関する研究—中国著作権法における規定の整備を中心に」横浜国際社会科学研究所第14巻第1・2号(2009年8月)参照。
- (11) 胡康生『中華人民共和國著作権法釈義』(法律出版社、2002年)184-185頁参照。
- (12) 中国著作権法上の情報ネットワーク伝達とは、公衆からの求めに応じて自動的になされる送信である自動公衆送信に限るものと解される。これと対照的に、日本法の公衆送信がより広い意味を有しており、無線送信、有線送信、自動送信又はその他送信を包括するものである。島並良ほか『著作権法入門(第3版)』(有斐閣、2021年)159頁参照。

用されるという結論になる。

しかし、二次使用料請求権に関して、改正法はレコード製作者に付与するが、音楽を歌唱した歌手などの実演家には与えないこととなっている。改正案の段階では、実演家に二次使用料請求権をも与えようとしたが、学界及び産業界から議論を大いに呼んだ。従来、公共利益に関わる公共放送事業を行う放送者の円滑な運営を優先し、二次使用料を認めないのは合理的であるが、有料放送産業の発展とともに、放送者と実演家との利益バランスを図るために二次使用料を改めて考える必要があるという賛成意見がある⁽¹³⁾。これに対し、現時点で著作権管理団体或使用料徴収基準が整備していないため、実演家に二次使用料請求権を認めるのには放送者に経営上大きいリスクとなることや⁽¹⁴⁾、二次使用料によるコストも結局消費者に移転される懸念が解消できないなどとの反対意見もあった⁽¹⁵⁾。こうした中で、可決された改正法においては実演家の二次使用料請求権を削除されることに至った。

終わりに

中国著作権法第三次改正の背景には、中米貿易関係における知的財産課題の解決があり、同時に中国政府が掲げる「知財強国戦略」に向けて知的財産権強化の現実なニーズに応える部分もあった。「中米経済貿易協定」の内容から反映されているように、知的財産権保護強化は中米関係の中心的な地位を占めているといっても過言ではない⁽¹⁶⁾。その一方で、知的財産の権利強化は、革新的な国家への構築を推進し、社会や経済がよりハイレベルへの発展を進めていく中国の内発的モチベーションによるものでもある。インターネットの普及やデジタル化社会への変化に伴い、著作物の伝達ルートや利用の方法が凄まじくしたり発展し、権利侵害の新しい手法が続出する中、法律制度はそれなりにこのような新しい問題の解決に向けて適切に改正されるべきである。著作物定義や視聴覚著作物の改正、一部支分権の整備、悪意侵害に対する懲罰的損害賠償の導入、権利者立証責任の軽減など、実体面から手続面に

(13) 劉迎霜ほか「表演者广播獲酬權研究」（放送に関する実演家の報酬請求権に関する研究）知識産権 2015年第7期第41頁参照。

(14) 王遷「「視聽表演北京条約」視野下著作権法的修訂」（視聴覚実演北京条約から見る著作権法の改正）法商研究2012年第6期第26頁参照。

(15) 劉仁「“二次獲酬權”牽動影視音樂界神經」（二次使用料請求権は映画や音楽業界の神経を尖らせる）。同記事は、下記のサイトにて掲載。http://www.iprchn.com/Index_NewsContent.aspx?news-Id=49022

(16) 中米間の知的財産分野の摩擦は中米貿易関係の重要な一環となっており、知的財産面の外交は中米関係を維持するための一種の技術的な路線に発展したと評価する説もある。易繼明「中米関係背景下的国家知識產權戰略」（中米関係を背景に考える国家知的財産戦略）知識産権2020年第9期参照。

渡り制度を整えたりし、権利者の救済をより実効的にが權益を守る時に面する問題を解決したりしていることにより、著作権者の保護を強化し、文化産業の発展を確保することが期待できる。その意味で、今回の著作権法の改正は、著作物の創出を業とする企業の利益を守り、文化の繁栄を推進させるのに重要な措置であると言えよう。ただし、今回の改正には不足している部分もある。例えば、データ解析への対応、実演者の二次使用料請求権などの改正は見送られたが、これは、今後の改正を待つこととなる。